令和7年度 寒河江市創業支援事業補助金（概要版）

1　事業概要

市内の空き店舗又は空き家で創業する者の貸借料及び改装費用の支援又は創業後３年未満の新規創業者が広告宣伝を行う事業を支援することを目的として、補助金を交付するもの。

2　補助対象者

① 空き店舗活用事業、空き家活用事業

購入又は賃借する空き店舗（空き家）に本店、支店等を開設し、当該店舗で１年以上継続して営業することが見込まれる個人事業主又は中小企業者

空き店舗活用事業に限り、大企業の場合でも対象区域で新規創業する場合は補助対象となる

② 広告宣伝事業

令和４年４月１日以後に市内で新規開業等した個人事業主又は中小企業者

3　補助対象事業･補助率･補助金額･補助対象経費

１）空き店舗活用事業

補助金額	上限５０万円	補助率	２分の１
対象経費	⑴ 家賃 令和７年４月１日と賃貸借を開始したいずれか遅い日の翌月から令和８年３月末日までの空き店舗の賃借料		
	⑵ 改装費 内装工事費、外装工事費、給排水・ガス設備工事費、サイン工事費、電気工事費、美装工事費		

２）空き家活用事業

補助金額	上限５０万円	補助率	２分の１
対象経費	内装工事費、外装工事費、給排水・ガス設備工事費、サイン工事費、電気工事費、美装工事費		

３）広告宣伝事業

補助金額	上限１０万円	補助率	２分の１
対象経費	チラシ等作成費、情報誌掲載料、ＨＰ作成費、ＳＮＳ運営管理費　等		

4　注意点

・単に市内における事業所の移動認められる者又はフランチャイズによる新規開業等は交付対象外とする。

・補助金の交付を受けようとする者が、空き店舗又は空き家の所有者と同一人又は親族（配偶者又は２親等以内の血族もしくは姻族）若しくは雇用関係にある場合、交付対象外とする。

5　お得な情報

認定特定創業支援等事業による支援を受けている事業者（各自治体等が発行する認定書の写しが必要）は、**補助率が３分の２（通常は２分の１）**

寒河江市では、例年創業セミナーを開催しており、４回全てに参加された方に認定書を発行しています（左：参考チラシ）。

◆本補助金に関するお問い合わせ先
寒河江市商工推進課　商工労政係《電話》0237-85-1492《メール》scis@city.sagae.yamagata.jp